

日 薬 情 発 第 74 号
平成 30 年 8 月 7 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会 長 山本 信夫

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的
な方針(基本方針)第八に定める血液製剤代替医薬品について

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局長より、別添のとおり通知がありましたので
お知らせいたします。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。



薬生発 0719 第 5 号
平成 30 年 7 月 19 日

公益社団法人
日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的
な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

標記について、別添写しのとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、貴会会員への周知につきご配慮をよろしく申し上げます。なお、同様の内容にて、日本製薬団体連合会会長及び一般社団法人 日本血液製剤協会理事長あて通知していることを申し添えます。

薬生発 0719 第 3 号
平成 30 年 7 月 19 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な
方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

血液製剤代替医薬品の安全対策については、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（平成 25 年厚生労働省告示第 247 号。以下「基本方針」という。）第八の一において、基本方針第六に示した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく規制を適用することとするとされており、当該血液製剤代替医薬品の取扱いについては、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」（平成 30 年 3 月 23 日付け薬生発 0323 第 12 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において定められているところです。

今般、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤（ノナコグ ベータ ペゴル（遺伝子組換え））が承認されたことを踏まえ、基本方針第八に定める血液製剤代替医薬品の安全対策に関する取扱いについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づくもののほか、下記のとおりとしますので、御承知おき下さい。

記

1 基本方針第八に定める血液製剤代替医薬品の安全対策に関する取扱い

- (1) 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤（エプタコグ アルファ（活性型）（遺伝子組換え））、遺伝子組換え血液凝固第Ⅷ因子製剤（ルリオクトコグ アルファ（遺伝子組換え）（人血清アルブミンを含有するものを除く。）、ツロクトコグ アルファ（遺伝子組換え）、エフラロクトコグ アルファ（遺伝子組換え）、ルリオクトコグ アルファ ペゴル（遺伝子組換え）、オクトコグ ベータ（遺伝子組換え）、ロノクトコグ アルファ（遺伝子組換え））、遺伝子組換え血液凝固第Ⅸ因子製剤（ノナコグ アルファ（遺伝子組換え）、エフトレノナコグ アルファ（遺伝子組換え）、ノナコグ ガンマ（遺伝子組換え）、アルブトレペノナコグ アルファ（遺伝子組換え）、ノナコグ ベータ ペゴル（遺伝子組換え））、遺伝子組換え血液凝固第ⅩⅢ因子製剤（カトリデカコグ（遺伝子組換え））、遺伝子組換え人アンチトロンビン製剤（アンチトロンビンガンマ（遺伝子組換え））、抗血液凝固第Ⅸa/X因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体（エミシズマブ（遺伝子組換え））については、用法、効能及び効果について代替性のある特定生物由来製品（血液製剤）が存在するため、医療現場における混乱を避ける観点から、以下のように取り扱うことが求められる。

ア 基本方針第六に定める血液製剤の安全性の向上に関する事項について、特定生物由来製品と同様に以下の通り取り扱うこと

- ・ 製造販売業者等及び医療関係者は、必要な事項について記録を作成し、保存すること
- ・ 医療関係者は、その有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者又はその家族に対し、適切かつ十分な説明を行い、その理解と同意を得るよう努めること

イ 医療関係者が適切かつ十分な説明を行うことができるよう、当該製剤の添付文書は、特定生物由来製品の添付文書の記載に準じたものとする

- (2) 遺伝子組換え型人血清アルブミン製剤については、製造販売の承認に当たり、当該製剤のピキア酵母に対するアレルギー様症状発現の懸念が完全には否定できないことを患者に対して説明し、理解を得るよう努めることとされていること。

2 通知の廃止

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」平成30年3月23日付け薬生発0323第12号、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」平成30年3月23日付け薬生発0323第13号及び「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」平成30

年3月23日薬生発0323第14号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知は廃止する。

3 施行時期

本通知は、発出日から適用すること。



別添2

薬生発 0719 第 4 号
平成 30 年 7 月 19 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的
な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

標記について、各都道府県知事あて別添写しのおり通知しましたので御了
知の上、貴会会員への周知方よろしく申し上げます。



別添2

薬生発 0719 第 4 号
平成 30 年 7 月 19 日

一般社団法人
日本血液製剤協会理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的
な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

標記について、各都道府県知事あて別添写しのおり通知しましたので御了
知の上、貴会会員への周知方よろしく申し上げます。